

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

中部国際空港一般駐車場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が設置する一般駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所は、別表第1に掲げるとおりとする。

(駐車場の構成)

第3条 第1駐車場及び第2駐車場は、立体駐車棟、平面駐車ゾーン、一般車のりば及び駐車場内道から構成され、立体駐車棟及び平面駐車ゾーンが車両を駐車できる場所であり、一般車のりばは乗車のための停車帯とする。

2 第3駐車場は、立体駐車棟、平面駐車ゾーン、一般車のりば・おりば及び駐車場内道から構成され、立体駐車棟及び平面駐車ゾーンが車両を駐車できる場所であり、一般車のりば・おりばは乗車及び降車のための停車帯とする。立体駐車棟内に一部、契約車以外駐車することができない契約車専用駐車場が設置されている。

3 第4駐車場は、平面駐車ゾーン、一般車のりば・おりばから構成され、平面駐車ゾーンが車両を駐車できる場所であり、一般車のりば・おりばは乗車及び降車のための停車帯とする。

4 第9駐車場及び二輪車駐車場は平面駐車ゾーンのみで構成されている。

(利用できる車両)

第4条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第2に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）に限る。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

(供用の休止等)

第6条 会社は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部若しくは一部について供用を休

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

止し、車路の通行止等を行い、駐車位置を変更し、又は駐車車両の退避を要請することがある。

(1) 災害若しくは事故により、駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

(2) 保安上供用の継続が適当でないとき。

(3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

2 会社は、前項に規定する措置を行ったことによる責めを負わない。

(駐車場の出入等)

第7条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車場入口ゲートにおいて駐車券の交付を受けること。

(2) 第18条、第19条及び第20条に規定する割引の適用は、駐車券および身体障害者手帳、車検証等の割引に必要な書類をもって会社の指定する場所で申し出ること。

(3) 駐車料金の支払いは、駐車場出口ゲートまたは事前精算機において駐車券等をもって行うこと。

(4) 事前精算機での駐車料金の支払い後、車両を駐車場から出車させるまでに30分を超えた場合は、利用者は、第15条第2項に定める時間に応じた駐車料金を、駐車場出口ゲートにおいて支払うこと。

(5) 利用者は、会社が駐車券の提示を求めたときは、これに応じること。

2 会社は、利用者から駐車料金の支払いを受けた際に、利用者の要望に応じて領収書を交付する。

(二輪車駐車場の出入等)

第8条 二輪車駐車場を利用する者は、前条第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車場管理事務所において駐車券の交付を受けること。

(2) 駐車料金の支払い並びに第18条及び第20条に規定する割引の適用は、駐車場管理事務所において駐車券等割引に必要な書類をもって行うこと。

(3) 駐車料金の支払いを完了した場合は、速やかに駐車場から出車すること。

(出庫申請)

第9条 利用者は、駐車券を紛失し、又は滅失したときは、免許証を提示の上、出庫申請書(様式01)を提出して、会社の出庫承認を得なければならない。この場合において、会

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

社は上記免許証の番号を控えた上、新たな駐車券を発行する。

(駐車場内の通行)

第10条 駐車場内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、駐車場内道においては毎時20キロメートルを、それ以外の場所では毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (4) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5) 標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (6) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(駐車拒否等)

第11条 会社は、駐車場が満車である場合は、駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車場の利用を認めない。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、若しくは取り付け、液汁を出し、又は物をこぼすとき
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) 正当な理由がなく、刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのある物を持ち込んでいるとき。
- (7) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(禁止行為)

第12条 駐車場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車又は停車時に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車枠以外の場所に駐車すること。
- (3) ごみ、廃棄物等を定められた容器以外に遺棄し、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。
- (4) 駐車場に駐車させた車両内で宿泊すること。
- (5) 駐車場の施設、器物若しくは車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (6) 立ち入りの禁止を標示した場所に立ち入ること。

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

(7) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

2 駐車場内において、会社の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (2) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- (3) 会社の事務室、倉庫等に立ち入ること。
- (4) 道路運送法に基づく旅客自動車運送事業としての営業行為を行うこと。
- (5) 車両の預かり、受渡し等の営業行為を行うこと。
- (6) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (7) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車する目的以外に駐車場を利用すること。

(退去等)

第13条 会社は、第11条各号に該当する車両を運転する者及び前条の規定に違反した者に対し、駐車場からの退去等を命ずることがある。

(事故の届出、応急措置)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出なければならない。

- (1) 駐車場内において事故をおこしたとき。
- (2) 駐車場内の施設、器物若しくは車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 車両に異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置を取る。

3 利用者は、前項の規定により会社の取る措置に協力する。

(駐車時間)

第15条 駐車時間は、駐車場への入車日時から駐車場からの出車日時までとする。ただし、事前精算機において支払いをした場合は、その支払い日時までとする。

2 事前精算機において支払いをした後、30分経過した場合は、事前精算機での支払い日時から駐車場からの出車日時までを新たな駐車時間とする。

3 事前に届出のあった場合を除き、同一の車両を引き続き30日を超えて駐車してはならない。

文書番号: CJK02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

(駐車料金)

第16条 駐車料金(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)は、別表第3第1項に掲げるとおりとする。

(駐車料金の徴収猶予等)

第17条 会社は、利用者に真にやむを得ない事情があると認めるときは、駐車料金の徴収を猶予もしくは料金の一部を免除して出車させることができるものとする。

(身体障害者等割引)

第18条 利用者は、次の各号に該当する事実を証明するものを呈示した上で、本人確認ができた場合は、その者が乗車する自動車(ただし、営業行為の一環として使用する車両及び大型自動車を除く。)の駐車料金については、第16条の規定にかかわらず、別表第3第2項の適用を申し出ることができる。ただし、第9駐車場は除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)および療育手帳制度の実施について(同日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年8月3日法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、航空割引欄に航空割引の押印を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第1条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者

(低公害車割引)

第19条 利用者は、次の各号に該当する自動車(自動二輪車を除く。)で当該事実を証明するものを呈示した場合は、その駐車料金について、第16条及び第18条の規定にかかわらず、別表第3第1項又は第2項に掲げる料金から300円を減ずることを申し出ることができる。ただし、第9駐車場は除く。

- (1) 電気自動車(道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第58条で定める自動車検査証中の燃料の種類欄に電気の記載がある自動車)
- (2) 燃料電池自動車(道路運送車両法第58条で定める自動車検査証中の燃料の種類

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

欄に圧縮水素の記載がある自動車)

(商業施設割引)

第20条 利用者は、商業施設(中部国際空港第1ターミナル、第2ターミナル、FLIGHT OF DREAMS(フライトオブドリームズ)及びアクセスプラザビル内の会社が指定する商業店舗)で、駐車場利用期間内に合計5,000円以上利用したことを証明するものを呈示した場合は、その駐車料金について、第16条及び第18条の規定にかかわらず、別表第3第1項又は第2項に掲げる料金から、600円を減じることを申し出ることができる。ただし、第9駐車場は除く。

(セントレアカード会員割引)

第21条 利用者は、その駐車料金の決済にセントレアカードを使用した場合、第16条及び第18条の規定にかかわらず、別表第3第1項又は第2項に掲げる料金から、300円の減額を受けることができる。ただし、第9駐車場は除く。

(割引の重複)

第22条 第19条、第20条及び第21条の規定に基づく割引は、重複して受けることができる。

(愛知県国際展示場で開催されるイベント・展示会等の参加者への優遇措置)

第23条 利用者が、愛知県国際展示場で開催されるイベント・展示会等に参加する場合、当該イベント・展示会に参加した証として愛知県国際展示場で認証された駐車券で精算すれば、初日のみ1日最大800円とする。ただし、大型車、自動二輪車は除く。また、第9駐車場も除く。

2 前項の場合、第18条、第19条及び第20条の規定に基づく割引とは、重複して受けることはできない。ただし、第21条の規定に基づく割引とは、重複して受け取ることができる。

(回数駐車券)

第24条 会社は、別表第4に掲げる金額の回数駐車券を発行することができる。

2 回数駐車券は、払戻し又は再発行はしない。

3 利用者が回数駐車券を改ざんし、又は不正に使用したときは、回数駐車券は没収する。

(不正利用に対する割増駐車料金)

第25条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れた

文書番号：CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日：2005.01.30
改正番号：13		改正日：2020.10.08

ときは、免れた金額の3倍に相当する割増駐車料金を徴収する。

(損害賠償)

第26条 会社は、その責めに帰すべき事由による場合を除き、駐車場の利用に係る車両の滅失又はき損等による損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 会社は、車両の積載物及び取付物に関する損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。

3 会社は、第三者による車両の滅失又は損傷等の損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。

4 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

5 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は器物を滅失、き損又は汚損することにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(引取りの請求)

第27条 予め会社への届出を行うことなく第15条第3号に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、会社はこの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 会社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第28条 会社は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動措置)

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

第29条 会社は、第13条又は第26条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第30条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

(延滞金)

第31条 会社は利用者が料金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年10月8日より施行する。